

企画提案仕様書

1. 事業の目的

山梨市・笛吹市・甲州市の3市で構成する峡東地域は、果樹王国と言われる山梨県において、特にブドウ・モモを中心とした果樹栽培が盛んな地域である。社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農業と、密接に関わり育まれた文化・景観が認められ、令和4年7月に「峡東地域の扇状地に適応した果樹農業システム」として世界農業遺産に認定されている。

峡東地域が有する世界農業遺産としての価値及び魅力について、SNSを中心とした情報発信及びフォトコンテストを一体的に実施することにより、峡東地域世界農業遺産の認知度向上及び峡東地域への来訪意欲の醸成を図ることを目的とする。

2. 業務期間

契約締結の日の翌日から令和9年3月25日まで

3. 業務の概要

本業務は、SNSの戦略的な運用とフォトコンテストを連動して実施し、ユーザー参加型の情報発信（UGC：User Generated Content）の創出及び拡散を図るものである。

4. 業務内容

（1）SNS運用・情報発信業務【重点】

ア SNS運用戦略の策定

- ・事業目的の達成に効果的なSNS媒体の提案及び選定理由の提示
- ・KPI設定
- ・インフルエンサー活用提案
- ・ホームページとの導線設計
- ・ターゲットの明確化（当協議会で所持しているアンケート調査結果を分析し、今回のターゲットを提案すること）

イ コンテンツ企画・制作

- ・投稿頻度は週1回以上を基本とし、効果的な運用方法を提案すること（協議会事業の取材及び情報発信を含むものとする。）
- ・フォトコンテストと連動した投稿企画とすること
- ・写真・動画制作

- ・ 来訪につながる導線設計

ウ 運用

- ・ 投稿
- ・ コミュニケーション対応

エ 分析

- ・ KPI の達成状況の検証
- ・ 分析結果に基づく改善提案

(2) フォトコンテスト実施業務

ア 実施企画

- ・ 応募期間は契約締結後から概ね12月末までを想定し、具体的な実施スケジュールを提案すること
- ・ テーマ設定
- ・ 応募方法設計
- ・ 使用 SNS の選定
- ・ 応募規約整備

イ 運営

- ・ 応募管理
- ・ 応募作品及び応募状況を適切に管理すること
- ・ 不適切投稿対応

ウ 審査・表彰

- ・ 審査方法
- ・ 賞品企画
- ・ 受賞作品の選定支援を行うこと

エ 展覧会

- ・ 展示会場は、山梨市、笛吹市及び甲州市内の公共施設各1施設並びに商業施設1施設以上を想定し提案すること
- ・ 展示用の写真パネル（受賞作品）を作成すること
- ・ SNS での拡散を前提とした展示設計とすること

オ 広報

- ・ SNS 運用と一体的に実施すること（重要）

(3) 共通事項

- ・ 業務全体の進行管理
- ・ 発注者との定期協議
- ・ 関係団体との調整

5. 実施体制

- ・ 本業務を統括する責任者を配置すること
- ・ SNS 運用及びフォトコンテスト運営に関する専門的知見を有する体制とすること

6. 事業効果の検証及び事業報告書の作成に関すること

業務報告書を紙媒体5部（正本1部、副本4部）及び電子データ（一式）で協議会に提出すること。なお、業務報告書の記載内容は次のとおりとする。

- (1) 本業務の実施内容
- (2) SNS 運用報告
- (3) フォトコンテスト結果及び展覧会
- (4) 制作物
- (5) その他協議会が指示するもの

7. その他必要な業務

業務上付帯的に実施しなければならない業務については、委託料の範囲内において誠実に実施すること。

8. スケジュール

契約後、速やかに業務実施計画書を提出し、協議の上決定する

9. 委託料上限額

金1,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※フォトコンテストの賞品費用を含む。

10. 契約後の留意事項

- (1) SNS 運用における炎上対策を講じること
- (2) 第三者への委託

本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、事前に協議会に

対し書面で再委託先、再委託期間及び再委託する業務内容を届け出、承認を得ることとする。なお、承認後に再委託契約書の写しを協議会に提出すること。

(3) 個人情報の取扱い

本事業を通じて知り得た個人情報その他業務の内容を第三者に漏らし、又は公表してはならない。

(4) 関係機関との打合せ等

本業務を実施するにあたり、協議会及び関係機関等と必要な打合せを行い、その記録を作成すること。

(5) 成果物の譲渡等

本業務の成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該成果物に係る著作権（同法21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該成果物の引き渡し時に協議会に無償で譲渡するものとする。

また、協議会は成果物が著作物に該当するか否かに関わらず、当該成果物の内容を承諾なく自由に公表することができる。

なお、成果物が著作物に該当する場合において、協議会が当該成果物の利用目的の実現のためにその内容を改変する場合は、承諾なく行うことができるものとする。

(6) フォトコンテストに係る応募作品

協議会が広報媒体、ホームページ、SNS、印刷物等において応募作品を二次利用できるよう、応募規約等により権利関係を適切に整理すること。

(7) 損害に対する賠償

天災その他受託者の責めに帰することができない事由により業務の実施が困難となった場合は、協議会と受託者が協議の上対応を決定するものとする。

また、受託者の責めに帰すべき事由により協議会又は第三者に損害を与えた場合は、受託者の負担においてその損害を賠償するものとする。